

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【公開番号】特開2014-213179(P2014-213179A)

【公開日】平成26年11月17日(2014.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-063

【出願番号】特願2013-95940(P2013-95940)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

回路基板を収納する第1被覆体及び第2被覆体からなる基板ケースと、

前記第1被覆体と前記第2被覆体とを封止状態とする封印シールと、

を備え、

前記基板ケースは、互いに異なる方向を向く複数の貼付面を有する封印シール貼付部を有し、

前記封印シールは、

該封印シールの粘着力を低下させるために所定の溶剤が用いられたときに該溶剤が使用された痕跡を残す溶剤使用特定部を有し、

前記複数の貼付面に跨るように貼付されたときに一の貼付面と他の貼付面との間に形成される角部に位置しない部分に前記溶剤使用特定部が配置され、

前記溶剤使用特定部は、第1溶剤が用いられたときに該第1溶剤が使用された痕跡を残す第1溶剤使用特定部と、前記第1溶剤とは種類が異なる第2溶剤が用いられたときに該第2溶剤が使用された痕跡を残す第2溶剤使用特定部と、を含む

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技機は、

遊技を行うことが可能な遊技機(例えば、スロットマシン1/パチンコ遊技機1001)であって、

回路基板(例えば、遊技制御基板40/主基板1031)を収納する第1被覆体(例えば、ベース部材201/ベース部材1201)及び第2被覆体(例えば、カバー部材202/カバー部材1202)からなる基板ケース(例えば、基板ケース200/基板ケース

1200)と、

前記第1被覆体と前記第2被覆体とを封止状態(例えば、基板ケースが開封されたらその痕跡が残るように閉鎖した第2封止状態)とする封印シール(例えば、封印シール400/封印シール1400)と、

を備え、

前記基板ケースは、互いに異なる方向を向く複数の貼付面(例えば、後貼付面229a、右下貼付面229b、前貼付面224a、右上貼付面224b/前貼付面1229a、右下貼付面1229b、右上貼付面1224b)を有する封印シール貼付部(例えば、ベース側封印部229、カバー側封印部224/ベース側封印部1229、カバー側封印部1224)を有し、

前記封印シールは、

該封印シールの粘着力を低下させるために所定の溶剤が用いられたときに該溶剤が使用された痕跡を残す溶剤使用特定部(例えば、所定の剥離液(例えば、溶剤Aや溶剤Bなど)と接触することにより該剥離液に溶解する特殊インクにて印刷形成された第1溶剤使用表示部450A~450D、第2溶剤使用表示部460A~460D/第1溶剤使用表示部1450A~1450D、第2溶剤使用表示部1460A~1460D)を有し、

前記複数の貼付面に跨るように貼付されたときに一の貼付面と他の貼付面との間に形成される角部(例えば、後貼付面229aと右下貼付面229bとの間に形成される角部C1、前貼付面224aと右上貼付面224bとの間に形成される角部C2/前貼付面1229aと右下貼付面1229bとの間に形成される角部C10)に位置しない部分に前記溶剤使用特定部が配置され(例えば、図15(a)に示すように、封印シール400は、基板ケース200に貼付されたときに角部C1,C2に掛からない位置に第1溶剤使用表示部450A~450D、第2溶剤使用表示部460A~460Dが印刷されている。/図33(a)に示すように、封印シール1400は、基板ケース1200に貼付されたときに角部C10に掛からない位置に第1溶剤使用表示部1450A~1450D、第2溶剤使用表示部1460A~1460Dが印刷されている。)、

前記溶剤使用特定部は、第1溶剤(例えば、溶剤A)が用いられたときに該第1溶剤が使用された痕跡を残す第1溶剤使用特定部(例えば、第1溶剤使用表示部450A~450D/第1溶剤使用表示部1450A~1450D)と、前記第1溶剤とは種類が異なる第2溶剤(例えば、溶剤B)が用いられたときに該第2溶剤が使用された痕跡を残す第2溶剤使用特定部(例えば、第2溶剤使用表示部460A~460D/第2溶剤使用表示部1460A~1460D)と、を含む

ことを特徴としている。

この特徴によれば、溶剤を使用して封印シールの粘着力を低下させようとした場合、該封印シールの溶剤使用特定部に該溶剤が使用された痕跡が残ることで、溶剤を使用して封印シールの粘着力を低下させようとしたことがわかるようになるため、溶剤により剥離した封印シールを再度貼付するといった不正行為を抑制できるとともに、基板ケースに貼付されたときに溶剤使用特定部が角部に掛かることがないので、溶剤使用特定部の視認性が損なわれることを防止できる。また、第2溶剤が用いられたときには、第2溶剤使用特定部に痕跡が残るため、多様な溶剤の使用に対応することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の手段1に記載の遊技機は、請求項1に記載の遊技機であって、

前記封印シール貼付部は、前記第1被覆体(例えば、ベース部材201/ベース部材1201)に設けられた第1被覆体側封印シール貼付部(例えば、ベース側封印部229/ベース側封印部1229)と、前記第2被覆体(例えば、カバー部材202/カバー部材

1202)に設けられた第2被覆体側封印シール貼付部(例えば、カバー側封印部224/カバー側封印部1224)と、を含み、

前記封印シールが前記第1被覆体側封印シール貼付部と前記第2被覆体側封印シール貼付部とに跨るように貼付されたときに該第1被覆体側封印シール貼付部と該第2被覆体側封印シール貼付部との境界部(例えば、境界部Z)に位置しない部分に前記溶剤使用特定部が配置されている(例えば、図15(a)に示すように、封印シール400は、基板ケース200に貼付されたときに境界部Zに掛からない位置に第1溶剤使用表示部450A~450D、第2溶剤使用表示部460A~460Dが印刷されている。/図33(a)に示すように、封印シール1400は、基板ケース1200に貼付されたときに境界部Zに掛からない位置に第1溶剤使用表示部1450A~1450D、第2溶剤使用表示部1460A~1460Dが印刷されている。)

ことを特徴としている。

この特徴によれば、封止状態としたときに溶剤使用特定部が境界部に掛かることがないので、例えば、遊技店において回路基板の検査等のために封印シールを破断して基板ケースを開放したことにより溶剤使用特定部が破断してしまうことで、それ以前に溶剤と接触した痕跡が表れていたことが判りにくくなってしまうことが防止される。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0012】

本発明の手段2に記載の遊技機は、請求項1または手段1に記載の遊技機であって、

前記溶剤使用特定部は、前記封印シール(例えば、封印シール400)が前記基板ケース(例えば、基板ケース200)に貼付されたときに前記回路基板(例えば、遊技制御基板40)において制御用マイクロコンピュータ{例えば、メイン制御部41(メインCPU41a、ROM41b、RAM41c、I/Oポート41d)}が実装される実装面(例えば、実装面40a)と同方向を向く部分に配置されている(例えば、図15(a)に示すように、封印シール400は、基板ケース200に貼付されたときに実装面40aと同方向(上方)を向く部分である上部領域R1に第1溶剤使用表示部450Aが配置されている)

ことを特徴としている。

この特徴によれば、溶剤使用特定部及び制御用マイクロコンピュータの実装面の双方と一緒に視認することができることで、溶剤使用特定部及び制御用マイクロコンピュータに対する不正行為の確認作業を容易に行うことが可能となるため、作業負担を軽減できる。

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0013】

本発明の手段3に記載の遊技機は、請求項1、手段1、手段2のいずれかに記載の遊技機であって、

前記封印シール(例えば、封印シール400/封印シール1400)は、各々を識別可能な識別情報(例えば、シリアル番号や2次元バーコードなど)が表示された識別情報表示部(例えば、第1識別情報表示部451/第1識別情報表示部1451、第2識別情報表示部452/第2識別情報表示部1452)を有し、

前記基板ケースに貼付されたときに互いに同方向を向く部分に前記溶剤使用特定部と前記識別情報表示部とが配置されている(例えば、図15(a)に示すように、封印シール400は、基板ケース200に貼付されたときに互いに同方向(上方)を向く部分である

上部領域 R 1 に第 1 溶剤使用表示部 4 5 0 A と第 1 識別情報表示部 4 5 1 及び第 2 識別情報表示部 4 5 2 とが配置されている。 / 図 3 3 ( a ) に示すように、封印シール 1 4 0 0 は、基板ケース 1 2 0 0 に貼付されたときに互いに同方向（右側方）を向く部分である右側方領域 R 1 0 に第 1 溶剤使用表示部 1 4 5 0 A , 1 4 5 0 B と第 1 識別情報表示部 1 4 5 1 及び第 2 識別情報表示部 1 4 5 2 とが配置されている )  
ことを特徴としている。

この特徴によれば、溶剤使用特定部及び識別情報表示部の双方を一緒に視認することができることで、溶剤使用特定部及び識別情報表示部の確認作業を容易に行うことが可能となるため、作業負担を軽減できる。

#### 【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0 0 1 6】

本発明の手段 6 に記載の遊技機は、請求項 1 、手段 1 ~ 手段 5 のいずれかに記載の遊技機であって、

前記基板ケース（例えば、基板ケース 2 0 0 / 基板ケース 1 2 0 0 ）は、前記封印シール（例えば、封印シール 4 0 0 / 封印シール 1 4 0 0 ）が貼付される封印シール貼付部（例えば、ベース側封印部 2 2 9 、カバー側封印部 2 2 4 / ベース側封印部 1 2 2 9 、カバー側封印部 1 2 2 4 ）を有し、

前記封印シール貼付部の周囲には、貼付された封印シールの周囲を囲むように周壁部（例えば、位置決め凸条 4 1 1 , 4 2 1 / 位置決め凸条 1 4 1 1 , 1 4 2 1 ）が形成されている

ことを特徴としている。

この特徴によれば、封印シールを剥離する際に周囲の周壁部が邪魔になって剥離しにくくなるため、溶剤により剥離した封印シールを再度貼付するといった不正行為を抑制できる。

#### 【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0 0 5 8】

このようにスタートスイッチ 7 を除く各種電気部品と遊技制御基板 4 0 とを、スロットマシン 1 の本体（本実施例では、筐体 1 a ）所定箇所に取り付けた電源基板 1 0 1 及び各中継基板 1 1 0 、 1 2 0 、 8 0 を経由して配線接続することで、遊技制御基板 4 0 からスロットマシン 1 の本体所定箇所に個々に配設される複数の電気部品との配線の取りまとめが容易になるとともに、コネクタ接続部が常に中継基板または遊技制御基板 4 0 に設けられることになり、これにより各電気部品それぞれのコネクタ接続部が固定されるため、配線接続作業時においてコネクタ接続部を探したり、接続する配線の種類を間違うこと等が防止される。

#### 【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0 0 6 9】

また、本実施例では、ゲームの進行に応じて遊技制御基板 4 0 に対して信号を入力する第 1 の電気部品 5 、 6 、 7 、 8 、 3 1 、 3 3 L , 3 3 C , 3 3 R 、 3 5 及びゲームの進行

に応じて遊技制御基板 4 0 から信号が出力される第 2 の電気部品 3 2 L , 3 2 C , 3 2 R 、3 4 のうち、スタートスイッチ 7 と遊技制御基板 4 0 との間のコネクタ接続のみコネクタ規制部材 6 5 0 を設けてコネクタ同士の接続の解除を規制している。すなわちその信号がなければ遊技を進行させることができない電気部品の一つであるスタートスイッチ 7 (スタートスイッチ 7 からの信号が入力されなければゲームを開始することが不可能となる)と遊技制御基板 4 0 との間のコネクタ接続のみコネクタ規制部材 6 5 0 を設けてコネクタ同士の接続の解除を規制しており、他の電気部品と遊技制御基板 4 0 との間でコネクタ同士の接続を解除して打ち込み器具のコネクタに差し替えた場合でも、実質的に遊技を自動的に進行させることができなくなるため、最小限の規制で不正行為を防止することが可能となり、これらコネクタ同士の接続を解除するための部品点数を減らすことができる。

#### 【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0 0 8 4】

そして、サブ C P U 9 1 a は、その起動時において R A M 9 1 c の全ての領域に格納されたデータに基づいて R A M パリティを計算し、R A M パリティが 0 であることを条件に、R A M 9 1 c に記憶されているデータに基づいてサブ C P U 9 1 a の処理状態を電断前の状態に復帰させるが、R A M パリティが 0 でない場合 (1 の場合) には、R A M 異常と判定し、R A M 9 1 c を初期化するようになっている。この場合、サブ C P U 9 1 a と異なり、R A M 9 1 c が初期化されるのみで演出の実行が不能化されることはない。

#### 【手続補正 1 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0 1 2 1】

( 基板ケース )

基板ケース 2 0 0 は、図 6 に示すように、回路基板の一例である遊技制御基板 4 0 の裏面 (他面) 4 0 b 側を覆う第 1 被覆体としてのベース部材 2 0 1 と、遊技制御基板 4 0 の実装面 (一面) 4 0 a 側を覆う第 2 被覆体としてのカバー部材 2 0 2 と、から構成され、遊技制御基板 4 0 を挟持するように組み付けられるものである。尚、遊技制御基板 4 0 の実装面 4 0 a には、特に詳細な図示はしないが、メイン C P U 4 1 a、R O M 4 1 b、R A M 4 1 c、I / O ポート 4 1 d を備えたマイクロコンピュータ (制御用マイクロコンピュータ) からなるメイン制御部 4 1 や、他の基板からのケーブルの一端に設けられたケーブル側コネクタ等が接続される基板側コネクタ 6 2 0 a ~ 6 2 0 d 等が多数実装されている。

#### 【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0 1 3 3】

取付封止片 2 3 0 、予備用取付封止片 2 3 1 、予備用封止片 2 3 2 の筒状部は、上面が開口する有底四角筒状に形成され、内部にワンウェイネジ 2 4 0 a ~ 2 4 0 c を収納可能な大きさを有し、ワンウェイネジ 2 4 0 a ~ 2 4 0 c の上部を収納可能な大きさに形成されているとともに、底部には、ワンウェイネジ 2 4 0 a ~ 2 4 0 c の頭部の直径よりも小径の取付孔 2 3 4 、2 3 5 が形成されている。取付孔 2 3 4 は、封止状態において、ネジ孔 2 1 0 の対向位置に配置される。取付孔 2 3 5 , 2 3 5 は、後述する取付状態において

、ネジ穴316a，316bの対向位置に配置される。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0140

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0140】

そして、各係合片220が各係合溝250の端部に当接するとともに、カバー側溶着部223の右端部が規制片(図示略)に当接してスライド移動が規制されると、左側の短辺では、ベース部材201の係止片203，203が挿通穴222，222内に挿通される。このように、各係合片220が各係合溝250に係合され、カバー側溶着部223の右端部が規制片(図示略)に係止され、係止片203，203が挿通穴222，222内に挿通されることによりベース部材201にカバー部材202が組み付けられ、ベース部材201に対するカバー部材202の組付位置が決定し、ベース部材201とカバー部材202とが位置合わせ(合体)されてベース部材201の開口が閉鎖された閉鎖状態(係止状態)となり、後述する封止が可能な状態となる(図9及び図10参照)。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0145

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0145】

封印シール400は、図15(a)に示す封印シール400の正面視において左右幅方向を向く長辺L10と上下方向を向く短辺L20とを有する略長方形形状に形成されており、図15(b)に示すように、封印シール400は、封印シール400を貼付可能とするための粘着剤層402と、該粘着剤層402が形成されるシール基材401と、から構成されており、粘着剤層402の表面には剥離紙404が貼付されている。この剥離紙404は封印シール400を基板ケース200に貼り付ける際に剥離される。尚、粘着剤層402は、シール基材401の全域にわたり設けられている。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0225

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0225】

底板310aにおける右側の短辺部近傍には、基板ケース200の取付封止片230及び予備用取付封止片231に挿通されるワンウェイネジ240a，240bが取り付けられるネジ穴316a，316bが形成された取付台座315が装着される台座装着穴317が形成されている。取付台座315は、底板310aの裏面側から台座装着穴317内に嵌合により装着されるようになっている。装着時においては、図13(a)に示すように、ネジ穴316a，316bは底板310aの前面よりも前方に突出した状態で取付封止片230及び予備用取付封止片231の取付孔235，235に対向配置されるようになっている。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0240

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0240】

また、仮止め状態としたときに、カバー部材202における取付封止片230及び予備

用取付封止片 231 が取付台座 315 に対向配置され、取付封止片 230 及び予備用取付封止片 231 の取付孔 235, 235 が取付台座 315 のネジ穴 316a, 316b に合致する。ここで、図 13(a) に示すように、取付封止片 230 内に収容されていたワンウェイネジ 240a をドライバーによりネジ穴 316a に螺入すると、可動ベース 302 に対して基板ケース 200 が離脱不能に取り付けられる。

【手続補正 16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0241

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0241】

すなわち、ワンウェイネジ 240a は、一度ネジ穴 316a に取り付けられると、ドライバー等の工具を操作溝に差し込んでも、ワンウェイネジ 240a を逆回転させることができない、つまり二度とネジ穴 316a から取り外すことはできない取付部材であるため、基板ケース 200 は、該基板ケース 200 または可動ベース 302 等の所定部位（例えば取付封止片 230 の切断片 233 等）を切断（破壊）しない限り可動ベース 302 から取り外すことができない取付状態で取り付けられる。

【手続補正 17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0242

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0242】

また、遊技制御基板 40 の検査等のために基板ケース 200 を可動ベース 302 から取り外す場合、取付封止片 230 の切断片 233 を切断する必要があるばかりか、ネジ穴 316a にねじ込まれたワンウェイネジ 240a 及び基板ケース 200 から切断された取付封止片 230 を取付台座 315 から取り外すことができず、可動ベース 302 に保持されて残存するため、当該取付封止片 230 にワンウェイネジ 240a を取り付け、同じように可動ベース 302 に取り付けることはできない。すなわち、一度可動ベース 302 に対する基板ケース 200 の取付状態を解除した後は、一度取付に使用した取付封止片 230 とは別の予備用取付封止片 231 に予備のワンウェイネジ 240b を取り付け、別のネジ穴 316b に取り付けることになる。

【手続補正 18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0254

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0254】

また、本実施例では、基板ケース 200 は、図 2 に示すように、筐体 1a の背板上部に取り付けられている。また、各種ケーブル 600a ~ 600c, 600k が接続される基板側コネクタ 620a ~ 620c 等が臨むコネクタ用開口 236a ~ 236g は、基板ケース 200 の下辺部に沿って配設されている。そして、遊技制御基板 40 に接続されるこれらケーブル 600a ~ 600c, 600k のうち、ケーブル 600a ~ 600c は、図 14 に示すように、基板ケース 200 の下方位置において筐体 1a の左側板内面に設けられた配線フック HF によりまとめて配線されている。また、他のケーブル 600k は下方に延設され、筐体 1a における基板ケース 200 よりも下方位置に配設されたリール中継基板 120 等に接続されている。

【手続補正 19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0266

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0266】

また、封印シール400は、回路基板の一例である遊技制御基板40において制御用マイクロコンピュータ（メインCPU41a、ROM41b、RAM41c、I/Oポート41dを備えたマイクロコンピュータ）が実装される実装面40aと同方向（上方）を向く部分である上部領域R1に第1溶剤使用表示部450A及びシール基材401の左方側に配置された第2溶剤使用表示部460A～460Cが配置されているため、第1溶剤使用表示部450A、シール基材401の左方側に配置された第2溶剤使用表示部460A～460C及び制御用マイクロコンピュータの実装面40aの双方を一緒に視認することができることで（図14（a）及び図20（a）参照）、溶剤使用表示部450A及び制御用マイクロコンピュータ（メインCPU41a、ROM41b、RAM41c、I/Oポート41dを備えたマイクロコンピュータ）に対する不正行為の確認作業を容易に行うことが可能となるため、作業負担を軽減できる。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0267

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0267】

尚、制御用マイクロコンピュータ（メインCPU41a、ROM41b、RAM41c、I/Oポート41dを備えたマイクロコンピュータ）に対する不正行為の確認作業とは、例えば、メインCPU41a、ROM41b、RAM41c、I/Oポート41dに不正な回路基板が接続されていたり、メインCPU41a、ROM41b等が不正なCPU、ROM等に交換されたりしていないかを確認する作業であるため、これらが搭載される実装面40aと溶剤使用表示部450Aとが上方に向けて配置されれば、基板ケース200の前面側から双方の状況を一度に確認することが可能となる。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0269

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0269】

また、本実施例では、封印シール400は、これら第1溶剤使用表示部450A、シール基材401の左方側に配置された第2溶剤使用表示部460A～460C、第1識別情報表示部451及び第2識別情報表示部452とが互いに同方向（上方）を向く部分である上部領域R1に配置されていることで、制御用マイクロコンピュータ（メインCPU41a、ROM41b、RAM41c、I/Oポート41dを備えたマイクロコンピュータ）が実装される実装面40aと同方向（上方）を向くことになることで、第1溶剤使用表示部450A、シール基材401の左方側に配置された第2溶剤使用表示部460A～460C、第1識別情報表示部451及び第2識別情報表示部452の確認作業と一緒に、制御用マイクロコンピュータに対する不正行為の確認作業を容易に行うことが可能となるため、作業負担を軽減できる。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0281

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0281】

また、本実施例1では、ベース側封印部229及びカバー側封印部224からなる封印

部の周囲には、貼付された封印シール400の周囲を囲むように周壁部である位置決め凸条411, 421が形成されていることで、封印シール400を剥離する際に周囲の位置決め凸条411, 421が邪魔になって剥離しにくくなるため、溶剤により剥離した封印シール400を再度貼付するといった不正行為を抑制できる。

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0294

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0294】

尚、本実施例では、基板ケース200の被取付部としての取付封止片230、予備用取付封止片231が取り付けられる可動ベース302の取付部としてのネジ穴316a, 316bを有する取付台座315は、可動ベース302に対して取り付け、取り外し可能に設けられているため、基板ケース200を2回取り外した場合でも、取付台座315のみを交換すれば、可動ベース302を交換せずに使いまわすことが可能であるが、これらネジ穴316a, 316bは可動ベース302に直接形成されていてもよい。

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0304

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0304】

遊技領域1007の中央付近には、液晶表示装置(LCD)で構成された演出表示装置1009が設けられている。演出表示装置1009では、第1特別図柄または第2特別図柄の可変表示に同期した演出図柄(飾り図柄)の可変表示(変動)が行われる。よって、演出表示装置1009は、識別情報としての演出図柄(飾り図柄)の可変表示を行う可変表示装置に相当する。演出表示装置1009は、演出制御基板1080に搭載されている演出制御用マイクロコンピュータによって制御される。演出制御用マイクロコンピュータが、第1特別図柄表示器1008aで第1特別図柄の可変表示が実行されているときに、その可変表示に伴って演出表示装置1009で演出表示を実行させ、第2特別図柄表示器1008bで第2特別図柄の可変表示が実行されているときに、その可変表示に伴って演出表示装置1009で演出表示を実行させてるので、遊技の進行状況を把握しやすくすることができる。

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0342

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0342】

演出制御用CPU1120は、受信した演出制御コマンドに従ってキャラクタROM(図示略)から必要なデータを読み出す。キャラクタROMは、演出表示装置1009に表示されるキャラクタ画像データ、具体的には、人物、文字、図形または記号等(演出図柄を含む)をあらかじめ格納しておくためのものである。演出制御用CPUは、キャラクタROMから読み出したデータをVDP(図示略)に出力する。VDPは、演出制御用CPU1120から入力されたデータに基づいて表示制御を実行する。

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0345

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0345】**

さらに、演出制御用 C P U 1120 は、出力ポート（図示略）を介してランプドライバ基板 1035 に対して LED を駆動する信号を出力する。また、演出制御用 C P U は、出力ポート（図示略）を介して音声制御基板 1070 に対して音番号データを出力する。

**【手続補正27】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0370

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0370】**

このようにシール保護カバー 1228 は、カバー部材 1202 の前面側から後面側に向けて押し込むことでカバー部材 1202 に係止することができるようになっている。そして係止された装着状態において、第 1 被覆片 1620 及び第 2 被覆片 1621 の内面周縁が位置決め凸条 1411, 1421 及び位置決め角部 1412, 1422 それぞれの当接規制面 1413, 1423 に当接することで、第 1 被覆片 1620 及び第 2 被覆片 1621 の内面側辺部と封印シール 1400 の表面 1400a との対向面が互いに離間配置されて非接触状態に維持される。よって、シール保護カバー 1228 を当接規制面 1413, 1423 に当接した状態で前後にスライドさせて封印部 1224, 1229 に対して着脱する際にあっても、封印シール 1400 に接触しないとともに、装着した状態において、シール保護カバー 1228 に何らかの外力が付与されても、封印シール 1400 に直接伝わることがないので、封印シール 1400 の破損が防止される。

**【手続補正28】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0378

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0378】**

また、封印シール 1400 は、該封印シール 1400 の粘着力を低下させるために所定の溶剤（例えば、溶剤 A や溶剤 B など）が用いられたときに該溶剤が使用された痕跡を示す第 1 溶剤使用表示部 1450A ~ 1450D や第 2 溶剤使用表示部 1460A ~ 1460D を有することで、溶剤を使用して封印シール 1400 の粘着力を低下させようとした場合、該封印シール 1400 の第 1 溶剤使用表示部 1450A ~ 1450D や第 2 溶剤使用表示部 1460A ~ 1460D に該溶剤が使用された痕跡（例えば、第 1 溶剤使用表示部 1450A ~ 1450D や第 2 溶剤使用表示部 1460A ~ 1460D が薄くなる）が残ることで、溶剤を使用して封印シール 1400 の粘着力を低下させようとしたことがわかるようになるため、例えば、第 3 者が溶剤により封印シール 1400 を剥離して基板ケース 1200 を開封した後、不正な主基板 1031 を収納した基板ケース 1200 に、剥離した封印シール 1400 を再度貼付されても、基板ケース 1200 が開封されたことを容易に判別することが可能となる。

**【手続補正29】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0391

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0391】**

また、図 24 に示すように、本実施例 2 では、基板ケース 1200 は、パチンコ遊技機 1001 の背面略中央位置に取り付けられている。また、各種ケーブル 1700 が接続される基板側コネクタ（図示略）が臨むコネクタ用開口 1236 は、基板ケース 1200 の上辺部に沿って配設されている。そして、主基板 1031 に接続されるこれらケーブル 1700 は、例えば右側方の配線挿通部 1750 にまとめて挿通されている。

【手続補正30】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0397

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0397】

また、本実施例2では、ベース側封印部1229及びカバー側封印部1224からなる封印部の周囲には、貼付された封印シール1400の周囲を囲むように周壁部である位置決め凸条1411, 1421が形成されていることで、封印シール400を剥離する際に周囲の位置決め凸条1411, 1421が邪魔になって剥離しにくくなるため、溶剤により剥離した封印シール400を再度貼付するといった不正行為を抑制できる。